

国際貿易における信義の遵守

平田 勇人

1. はじめに

筆者は平成5年度及び6年度において、文部省科学研究費・重点領域研究「法律エキスパートシステムの開発研究——法的知識構造の解明と法的推論の実現」¹⁾（略称：「法律エキスパート」）の公募研究（研究代表者）として、「信義則に基づく法的推論過程のメタルール抽出について——法律知識ベース構築のために」という研究課題に取り組んできた〔平田勇人(1994) a, (1995) b, c〕。そして平成8年度において、同じく重点領域研究「法律エキスパート」の公募研究（研究代表者）として新たに「法律エキスパートシステムへの法的トポスの応用について——法律知識ベース構築のために」という研究課題に取り組んでいる。今年度は具体的には、法的トポスすなわち信義則の法命題が国際経済法の領域でどのように機能するかに焦点を合わせて研究を進めている。本稿は、文部省へ提出する研究成果報告書に対する中間成果報告書としての意味合いを持つものである。

2. 信義則

2.1 民法上の信義則・権利濫用〔菅野耕毅(1985) a〕

信義則とは一般に、具体的事情の下において、人は相手方が一般的に期待するであろう程度の信頼を裏切ることのないように、誠意をもって行動しなくてはならないという原則であると言われ、我が民法1条2項に規定されている。また権利濫用の法理は1条3項に規定されている。

信義則・権利濫用の機能の類型化〔菅野耕毅(1985) b, (1983) c〕への努力によって、それらの法理の濫用の危険の防止効果はかなり期待できると言われている。しかし、さらに進んで一般条項のストレートな適用のみに依存せず、適用場面ごとに特殊化された個別的法命題〔広中俊雄(1965)〕ないし下位概念〔遠藤浩(1971)〕を構成していく努力が必要であるとも言われており、民法上、以下のような個別的法命題に分類されている〔菅野耕毅(1985) d, (1983) e〕。

(1) 信義則の個別的法命題として次のものが挙げられている。

- ①自己の行為と矛盾する権利主張をした場合における「禁反言estoppelの原則」
- ②権利不行使の状態が継続した場合の「権利失効Verwirkungの原則」
- ③自らの契約義務に違反する者が相手方にその履行を求めた場合の「クリーンハ
ンズclean handsの原則」
- ④契約の基礎をなしていた客観的事情が後に著しく変化した場合の「事情変更の
原則」

(2) 信義則および権利濫用双方からの個別的法命題としては次のものが挙げられて
いる。

- ①不動産賃貸借における解除権行使の場合の「背信行為論（信頼関係理論）」
- ②法人形態を利用して不当に責任を免れたり、不正目的のため法人格を濫用した
場合に、必要な範囲内でその法人格を否認する「法人格否認の法理」

(3) 権利濫用の法理の個別的法命題としては次のものが挙げられている。

- ①インミッションないしニューサンス、日照・通風妨害などの生活妨害や公害に
ついては、「受忍限度論」「環境権論」「日照権論」
- ②対抗要件を欠く不動産物権取得者に対する悪意取得者からの明渡請求について
は「背信的悪意者排除論」
- ③土地所有権に基づく妨害排除請求の濫用については「相関関係理論」

2.2 民事訴訟における信義則

民事訴訟においても、民法におけると同様に信義則の個別的法命題が形成されている。
信義則の働く場については、さらに「当事者・裁判所間」および「当事者間」に分けて論
ずる立場が多数説であるといつてよいであろう。

(1) 「当事者・裁判所間」の信義則の個別的法命題 [Baumgärtel(1956) a, 中野貞
一郎(1961) a, 山本卓(1962) a]

- ①司法の濫用の禁止, ②手続形成に際しての悪意的行為の禁止, ③裁判所に対す
る信頼保護

(2) 「当事者間」の信義則の個別的法命題 [Baumgärtel(1956) b, 竹下守夫(1973),
山本卓(1962) b]

- ①訴訟上の権能・訴訟状態の悪意的創出の禁止, ②訴訟上の権能の濫用の禁止,

③訴訟上の禁反言，④訴訟上の権能の失効，⑤相手方の訴訟行為の妨害（証明妨害等）の禁止

(3) 「当事者・裁判所間」「当事者間」といった区別に基づかない個別的法命題 [W.

Zeiss(1967)，松浦馨(1972)，中野貞一郎(1981) b]

①訴訟上の法律状態の悪意的創出の禁止，②訴訟法における矛盾挙動禁止（禁反言），③訴訟上の権能の失効，④訴訟上の権能の濫用の禁止

以上，個別的法命題を概観してきたが，実体法と手続法——ここでは民法と民事訴訟法——は密接に関連し交錯しており，信義則における個別的法命題を考える場合も両者は相互に影響を及ぼしていると考えられる。なお，国連売買条約における信義則については第4章で述べることにしたい。

2.3 信義則の個別的法命題と法的トポスの関係

平成5年度においては信義則の個別的法命題の一つである「禁反言」に基づく法的推論過程のメタルールの抽出を行い，平成6年度においては「禁反言」以外の信義則の個別的法命題——すなわち「訴訟上の法律状態の悪意的創出の禁止」「訴訟上の権能の濫用の禁止」「訴訟上の権能の失効」——に基づく法的推論過程のメタルールの抽出を行った。この信義則の個別的法命題を研究するうちに，これらの法命題が実は法的トポスと呼ばれているものであることが判り，法的トポスの側面から研究して得られる知識を，法律エキスパートシステムが合理的かつ承認可能で，しかも公平な解決を導出する上で役立てたいと考え研究を進めてきた。ここで，法的トポスとは一体どのようなものかを具体的に知る上で，ゲルハルト・シュトルック教授のトポイカタログ [G. Struck(1971) a，カウム・ペレルマン(江口三角訳)(1986) a，神戸大学外国法研究会(1955)] を紹介したい（カタログの番号はゲルハルト・シュトルック教授の付けた番号に従った。☆印は信義則に関連があると思われるものに対して筆者が付けた）。

※Gerhard Struck教授が作成したTopoikatalog

- 1) 後法は前法を廃止する (Lex posterior derogat legi priori.)。
- 2) 特別法は一般法に優先する (Lex specialis derogat legi generali.)。
- 3) 例外は厳格に解釈されなければならない (Ausnahmen müssen eng ausgelegt werden.)。
- 4) 既判物は真実と考えられる (Res judicata pro veritate accipitur.)。

- 5) 法務官は些事を配慮しない (De minimis non curat praetor.)。
- 6) 訴えを越えて審判せず (Ne ultra petita.)。
- 7) 反対当事者の言い分も等しく聴くべし (Et audiatur altera pars.)。
- 8) 何人も自己の争訟事件の裁判官となることはできない (Das Verbot des Richters in eigener Sache.)。
- 9) 疑わしい時は被告人の利益に (In dubio pro reo.)。
- 10) 一度しかないことは無きに等しい (Einmal ist keinmal.)。
- 11) 単に疑われただけでは決定的とはいえない (Der immer mögliche und auch meist vorhandene Zweifel darf nicht ausschlaggebend sein.)。
- 12) 法的な理由なくして得たものは返還しなければならない (Ein typischer Topos ist das Gebot, ohne rechtlichen Grund Erlangtes zurückzuerstatten.)。
- 13) 補償 (Kompensation)。
- 14) 疑わしい時は平等に分けなければならない (Im Zweifel zu gleichen Teilen.)。
- 15) 分割に際して他に方法がないときはくじ引きによる (Auf derselben Stufe steht das Lösen als letzter Ausweg bei einer Teilung.)。
- 16) 何人も自分が所有する以上の権利を他人に移転することはできない (Nemo plus iuris transferre potest quam ipso habet.)。
- 17) 第三者に義務を負わすような契約の締結は禁じられている (Das Verbot des Vertrages zu Lasten Dritter.)。
- 18) 味方になる者は同時に敵にもなる (Wer begünstigt, benachteiligt auch.)。
- 19) 事故による損害は所有者が負担する (Casum sentit dominus.)。
- 20) 責任と発意 (Veranlassungsprinzip)。
- 21) 優先権 (最初に来た者が最初に利益にありつく) (Priorität)。
- 22) 平等 (Gleichheit)。
- 23) 過失を犯した者はその結果について責任を負わなければならない (Wer Schuld hat muß für die Folgen eintreten.)。
- 24) ドイツ民法254条の法思想 (Der Rechtsgedanke des § 254 BGB) (被害者の有責: 被害者自身が自己の利益を等閑に附して有責に損害の惹起に協力したときは、法規はその損害を行為者に転嫁することを許さざることを妨げぬ。民法はこの思想を更に自由かつ合目的に発展せしめ、賠償義務及びその額は事情すなわち事情を自由

- に評価する裁判官の裁量に依存せしめた。)
- 25) 沈黙は何事も義務づけない (Schweigen verpflichtet zu nichts.)。
- 26) 意思の独立 (Privatautonomie)。
- 27) 人はすべて善良(または無実)であると推定される (Quisquis praesumitur bonus.)。
- ☆28) 自己の以前の行為に反する行為をすること (の禁止) (Venire contra factum proprium.)。
- 29) 法律は注意深い者のために書かれている (Jura scripta vigilantibus.)。
- 30) 重要なのは何が意欲されたかであって、何が望ましかったかではない。重要なのは表示された意思であって、表示されない目的ではない (Auch wer nicht will, will ; oder richtiger gesagt : Es kommt auf das Gewollte, nicht auf das Gewünschte an.)。
- 31) ドイツ民法162条の法思想 (Der Rechtsgedanke des § 162 BGB) (条件の成就または不成就の擬制：当事者が条件の成就を妨げる (または逆に条件を成就せしむる) 権利を有したりや否や、あるいは、かかる行為が信義誠実に反するや否やは、行為締結当時における当事者の意思に依存するものであり、従って解釈問題である。)
- ☆32) 法は制裁を必要とする (Recht braucht Sanktionen.)。
- ☆33) シカーネ (他人に損害を与えることのみを目的とする権利行使) は禁じられている (Schikane ist verboten.)。権利濫用の禁止の法理の根底には、この法格言が横たわっている。
- 34) 武器の目的に反すること・有用でない武器 (Sachwidrigkeit eines Kampfmittels.)。
- 35) いかなる同権者も他の同権者を最終的に排除することは許されない (Kein Gleichberechtigter darf einen anderen Gleichberechtigten endgültig ausschalten.)。
- ☆36) 標準 (日常用いる判断基準) (Standards)。
- 37) 取引の保護 (Verkehrsschutz)。
- ☆38) 法は正当なことを味方にする (Favor legitimitatis.)。
- ☆39) 信頼は保護に値する (Vertrauen verdient Schutz.)。
- 40) 権利は権利の侵害に対しては譲歩してはならない (Das Recht braucht dem Unrecht nicht zu weichen.)。
- 41) 妥当 (Angemessenheit)。
- 42) 均衡 (Verhältnismäßigkeit)。

- 43) 最も被害の少ない方法を用いる義務がある (Das Gebot des schonendsten Mittels.)。
- 44) 必要なことは許される (Das Notwendige ist erlaubt.)。
- ☆45) 時宜を得た行為は許される (Opportunes Handeln ist erlaubt.)。
- 46) 極めて不幸な場合には例外が許される (Ausnahmen sind bei besonderen Härten erlaubt.)。
- ☆47) 法においては明確に定められたことのみが適切である (Rechtlich relevant ist nur Bestimmtes.)。
- 48) 実行可能な事柄 (Praktikabilität)。
- 49) 大まかな判断 (Pauschalierung)。
- 50) 何人も不可能なことは義務づけられない (Tatsächliche Unmöglichkeit)。
- ☆51) 恣意は禁じられている (Willkür ist verboten.)。この法格言は裁量権限にも一定の限界があることを認めるものである。すなわち、裁量権限も不合理なやり方で行使することは許されないのである。
- ☆52) 失権 (Verwirkung)。
- 53) (不適切で)要求できないことは要求されるべきではない (Unzumutbares darf nicht verlangt werden.)。
- 54) 人として耐えがたいことを法は求めることができない (Unerträgliches ist nicht rechens.)。
- 55) 限界のない請求は認めることができない (Es dürfen nicht uferlose Ansprüche entstehen.)。
- ☆56) 濫用の危険 (Mißbrauchsgefahr)。
- 57) 目的性 (Zweck)。
- 58) 利益 (Interesse)。
- 59) 一般利益 (Öffentliches Interesse)。
- 60) 社会の保護 (Sozialer Schutz)。
- 61) 経済的利益 (Volkswirtschaftliches Interesse)。
- 62) 秩序の原則 (Ordnungsprinzip)。
- ☆63) 法的安定性 (Rechtssicherheit)。
- 64) 明白な場合における訴訟手続簡略化の可能性 (Bei Evidenz kann das Verfahren

mal abgekürzt werden.)。)

以上の法的トポスを見て分かるように、例えば禁反言について考えて見た場合に、前述した法的トポス28, 39, 51, 63といったルールが禁反言と深く関係しているように思われるし、禁反言以外の個別的法命題についても☆印のついている法的トポスと関連が深いと言えよう。最近では国際取引に関する民事訴訟も急増しており、民事訴訟における信義則の分析は、国際取引における信義則を考える場合も不可欠であると言える。

平成8年度においては、平成5年度及び6年度で解明した信義則の個別的法命題に基づく法的推論が国際取引における具体的事例において現実にとどのように機能するのかを更に明確にしたいと考えている。具体的事例を通して法的トポスである信義則の法命題が実際にどのように機能するのか、そして、どういう論理の流れで法的推論に対して指針的役目を果たし、推論を制御して法規範の硬直した適用、思慮を欠く適用に働きかけるのかを明らかにできればと考えている。

3. 国際物品売買契約に関する国連条約

3.1 国際取引とCISG

「国際物品売買契約に関する国連条約」(ウィーン売買条約)は一般にCISG (United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goodsの略称表現; 本稿で国連売買条約という場合はこのCISGを指す)と呼ばれており、本条約はウィーン売買条約とも言われていることからわかるようにウィーンで1980年に採択された。CISGは1988年1月1日に発効して以来、着実に加盟国を増やし、1996年1月末現在の加盟国は44カ国に上っているとされている [山手正史 (1996)]。今後、国際取引法秩序においてこの国連売買条約の占める地位はますますその重要性を帯びることになると言われている。

さてそのような中で、重点領域「法律エキスパート」計画研究班は、国連売買条約に焦点を合わせて作業を進めてきている。公募研究代表者である筆者も、平成8年度は国連売買条約において信義則がどのように機能するのか、計画研究班が設定した具体例において、現在研究を進めている。

3.2 計画研究班が設定した具体例

計画研究班は具体例として国連売買条約の論理構造を詳細に分析している。ある国際取引の事例を例として、その事例に対して時間の経過とともに、契約の成立から始まって、

権利・義務の発生・消滅に至る法律関係のすべての変動過程を確定できる国連売買条約の論理構造を論理流れ図等で提示して来ている。また計画研究班はいくつかの事例を設定し、法律エキスパートシステムが実際に動作することを目指しているが、今年度中に設例 7 b と 7 d について最低限動作することを目指していると聞いているので、今回は計画研究班が提示したいいくつかの設例の中で設例 7 b と 7 d を紹介したい。

3.3 設例 7 b

- (1) 4月1日に、ブダペストのAがハンブルクのBに対して申し込みの手紙を発信した。手紙の内容はAがBに建設機械を売るというもので、Aは当該建設機械をBに対して5月10日までに引き渡すこと、Bは価格1万ドルをAに対して機械が引き渡された後10日以内に支払うこと、機械はトラックで運ぶとある。また、手紙にはこうも書かれていた：“4月末日までは申込みを取り消さないで、その日までに返答をされたい”。
- (2) その手紙がBに届いたのは4月8日である。
- (3) 4月9日に、AはBに電話をかけて“先の申込みは取り消す”と告げた。
- (4) そのとき、Bは“申込みは承諾する、ただし機械は鉄道で運ばれたし”と云った。
- (5) 機械はブダペスト中央駅において、DB (Deutsche Bundesbahn=ドイツ国有鉄道)に引き渡された。5月1日のことである。
- (6) 機械はBの事業所に、5月31日に届けられた。
- (7) Bは機械を6月5日に検査した。
- (8) Bは1万ドルをAに対して6月20日に支払った。
- (9) 2ヶ月後(8月10日)、機械はしばしば動作停止を起こした。原因はエンジンの不良であると判明。BはAにその事実を即座に告げた。
- (10) 9月1日、BはAに不適合を1ヶ月以内に修理するよう要求した。
- (11) Aは、10月1日までに不適合の修理を行わなかった。
- (12) その後、10月20日に、BはAに代替品を2ヶ月以内に届けるよう要求した。
- (13) 11月20日、Aは当該期日「2ヶ月以内」までに当該物品「代替品」を届けるつもりはないと宣言した。実際に、AはBに代替品を届けなかった。
- (14) 12月10日、Bは契約を解除すると宣言した。

3.4 設例7d

- (1) 4月1日に、ニューヨークのAが日本商社Bのハンブルク支店に対して申し込みの手紙を発信した。手紙の内容はAがBに農業機械一式（但し、トラクターの代金は5万ドルであり、これにC社又はD社のレーキ（rake）を設定したもの）を売るというもので、Aは当該農業機械一式をBに対して5月10日までに引き渡すこと、Bは代金をAに対して機械が引き渡された後10日以内に支払うこと、機械はアメリカの貨物船で運ぶとある。また、手紙にはこうも書かれていた：“4月末日までは申込みを取り消さないで、その日までに返答をされたい”。
- (2) その手紙がBに届いたのは4月8日である。
- (3) 4月9日に、AはBに電話をかけて“先の申込みは取り消す”と告げた。
- (4) そのとき、Bは“申込みは承諾する、ただし機械は日本のコンテナ船で運ばれたら可し”と言った。
- (5) 結局、Aは、5月1日、5,000ドルの値札付きのC社のレーキを付けて農業機械一式を、ニューヨーク港において日本郵船のコンテナ船に引き渡した。
- (6) 機械はBのハンブルク支店に、5月31日に届けられた。
- (7) Bは機械を6月5日に検査した。
- (8) Bは代金55,000ドルをAに対して6月20日に支払った。
- (9) 2ヶ月後（8月10日）、機械はしばしば動作異常を起こした。原因は接続ギアの不良であると判明した。BはAにその事実を即座に告げた。
- (10) 9月1日、BはAに不適合を1ヶ月以内に修理するよう要求した。
- (11) Aは、10月1日までに不適合の修理を行わなかった。
- (12) 12月10日、Bは契約を解除すると宣言した。

3.5 設例7bと7dの違い

現在まで、設例7bから設例7c、7c-1へと逐次修正され、設例7dに至っている。計画研究班は次の点で修正を加えている。

変更前（7b）	修正点（7d）
(1) ブダペストのA ハンブルクのB 建設機械	ニューヨークのA 日本商社Bのハンブルク支店 農業機械一式

トラクターの代金は5万ドルであり、
これにC社又はD社のレーキ (rake)
を設定する。

価格1万ドル

代金

トラックで運ぶ

アメリカの貨物船で運ぶ

(4) 鉄道

日本のコンテナ船

(5)

ニューヨーク港にて日本郵船

機械

5,000ドルの値札付きのC社の

レーキを付けて農業機械一式

(9) 動作停止

動作異常

エンジン不良

接続ギアの不良

計画研究班はまたその変更理由を以下のように説明している：

- ① 日本で裁判してもCISGの適用可能性があるようにする。
- ② 米国の判例を使えるようにする。
- ③ 法的発見の推論のシナリオとなるようにする。
- ④ 米国は95条に基づき1条1項b号に拘束されない旨を宣言しているから。(これにより日本などの非締約国との売買については、UCCが適用されるようになるから。)

3.6 計画研究班が提示した解くべきゴールとその論点

ゴール：12月15日現在の法律関係？

サブゴール：契約は(いつ)成立したか？

論点1：「十分な明確性」
論点2：書式の争い→「実質的変更」の概念

サブゴール：12月10日にBは契約を解除できるか？

論点3：重大な契約違反
論点4：49(1)(b)の類推適用

サブゴール：12月15日の時点でAはBに対する代金の返還をどこでなすべきか？

論点5：57(1)(b)の類推適用

サブゴール：本件にいかなる法が適用されるか？

論点6：CISG, その判例, 国内法, その判例の適用関係

4. 国際貿易における信義の遵守

4.1 国連売買条約における信義則

信義則は国連売買条約においては、第7条1項において次のように規定されている。

Article 7(1). In the interpretation of this Convention, regard is to be had to its international character and to the need to promote uniformity in its application and the observance of good faith in international trade.

「この条約の解釈にあたっては、その国際的性格並びにその適用における統一及び国際貿易における信義の遵守を促進する必要性が顧慮されるべきものとする。」[曾野和明・山手正史(1993) a]

国連売買条約における信義則を考える場合、最も特徴的なのは信義則がその規定や契約条項の「解釈」の次元で機能することであり、「適用」の次元でいわゆる一般条項的に機能するのではないという点であろう。我が民法1条における信義則は、権利濫用と同様にアプリアリ的に一定の権利義務の存在を予定した上で、一般条項として制約的に機能するのに対して、国連売買条約ではある規定の下で一定の具体的権利や義務の存在を認めることができるかどうかの問題が、国際貿易における信義の遵守を促進する必要性を顧慮した解釈の次元で機能すると言われている。したがってコモン・ローにおける同様に、いわゆる「権利」濫用の問題を論じる余地は残されていないことも指摘されている [曾野和明・山手正史(1993) b]。

国連売買条約における信義則の規定を巡って、次のような経緯を経て現在の規定に落ち着いたと言われている。すなわち、信義則はすでに多くの国々の法に含まれて有用な機能を果たしており、これが国際レベルに波及することが望ましいとの理由から、多数の意見は信義則が国連売買条約中に何らかの形で導入されることを原則として支持した。逆に信義則の規定を設けることへの反対理由の中心は、信義則違反があった場合にその効果を規定せず、ただ道徳的宣言のレベルにあるに過ぎず、各国で異なった適用がなされれば統一は達成できないということであると言われている。最初は国連売買条約の解釈、適用についての規定中に信義則を入れるとの案が一般的な支持を受けたが、起草上の調整により国際貿易における信義の遵守促進の必要性は解釈のみに関するものとされ現在の7条に納まった形になっている [曾野和明・山手正史(1993) c]。

思うに、こうした意見の対立は信義則論においてよく出てくるものであるが、国連売買条約の採った信義則の取り扱い、今後の信義則論を考える上でその重要性を増すと考え

られる。

4.2 信義則の指針的役割

国際貿易における信義の遵守を促進する必要性の顧慮が解釈の次元で機能するということは、筆者が平成5年度ならびに6年度において信義則に基づく法的推論過程について分析した結果と共通点がある。すなわち信義則の個別的法命題は裁判官の法的推論に対して指針的役割を果たしており（第一次制御）、その個別的法命題の適用に当たってはさらにもう一つ上の次元から個別的法命題の適用を制御するメタルールが存在し（第二次制御）、これらのメタルールの抽出を筆者は平成5年度ならびに6年度において行って来たのであるが、解釈の次元で機能することはその第一次制御機能に他ならないと考える。法的トポス論においては、法的トポスの助けを借りることによって、裁判官は法律の規定を解釈するに当たってこれを緩和する方向でのより大きな自由を獲得できるとされるが、こうした自由は決して恣意を許すものではなく、裁判官が合理的、承認可能かつ衡平な解決を探究するために利用し得る知的方法を増大させるにすぎないとされる [G.Struck(1971) b, カイム・ペレルマン(江口三角訳)(1986) b]。信義則に基づく法的推論過程を分析するに際して、こうした考え方は大変参考になった。

第二に、もし解釈と並べて各規定の適用においても信義則が顧慮されなければならないとの草案が維持されていたならば、裁判官に規定適用回避のための一般条項を付与する結果となり、かなり混乱する可能性を残していたと指摘されているが [曾野和明・山手正史(1993) d]、一般条項への逃避の問題は信義則論において早くから指摘されて来た [J.W. Hedemann (1933)] だけに、条約の適用段階では信義則を締め出し、解釈段階で国際貿易における信義の遵守を促進する必要性が顧慮されるべきものとされたことは、いわば信義則に国連売買条約においては第一次制御機能のみ与えることを明確にしたものと言えよう。前述した信義則の第一次制御機能は、国連売買条約の各規定の意味を確定するに当たり、当該解釈が国際取引における信義の遵守を促進する必要性に反しないかという点から常に吟味されるべきことを要求するとされる。国連売買条約のほとんどの規定は任意規定であり、しかも当事者の別段の合意がない場合に適用される補充規定的性格を有していると言われている [曾野和明・山手正史(1993) e] ので、解釈に当たってこの第一次制御機能が特に重要となるのである。

5. まとめ

現在、設例7bと7dにおいて、信義則が実際にどのように機能するのかについて考察しているが、裁判官（あるいは法律エキスパートシステム）は紛争解決に当たって人を納得させると同時に、法的にも十分な理由のある解決を発見しなければならない点は重要である。国連売買条約を設例7b、7dに適用して行く場合、すなわち抽象的規範から具体的事案へ移行する場合は、単なる論理的プロセスではなく、どのような解決が公正、合理的で、人々に承認され得る解決かについての前理解（Vorverständnis）と、判決の合理性についてのコンセンサスの形成とを通じて、その論理的プロセスを制御しつつ満足の行く解決を追求しなければならないであろう。法的トポスすなわち信義則の個別的法命題の重要性は、種々の考察をおろそかにした結果、不衡平または不合理な解決がなされようとする時、そのような解決を斥けるための理由を提供する点にあるとも言える〔カウム・ペレルマン（江口三角訳）（1986）c〕。今後も、解決の価値と法適合性の両者を同時に尊重しながら取り組んで行きたい。

注 1) 文部省科学研究費助成を受け平成5年度から5カ年計画で、重点領域研究「法律エキスパートシステムの開発研究——法的知識構造の解明と法的推論の実現」（略称：「法律エキスパートシステム」）がスタートした。法律家が持つ膨大な知識や条文、判例などをコンピューターシステムに組み込み、具体的な事例について法的判断を引き出すというもので、本領域代表である吉野一教授を中心に、法学（法哲学・法社会学・比較法学等）と実定法学（民法・商法・民事訴訟法・国際経済法・国際私法等）、哲学・認知科学（論理学・言語学・心理学等）、そして工学（情報工学・知識工学等）の学際的研究が進められている。

参考文献

- [1] 遠藤浩：「権利濫用と信義則」，遠藤ほか『演習民法（総則・物権）』，有斐閣，(1971)，3頁以下。
- [2] カウム・ペレルマン（江口三角訳）：『法律家の論理——新しいレトリック』，木鐸社，(1986)，160頁以下(a)，173-174頁(b)，150-158頁(c)。
- [3] 菅野耕毅：「信義則および権利濫用の機能」，『民法の争点（I）』，有斐閣，(1985)，

- 6頁以下(a), 8頁(b), 10頁(d)。
- [4] 菅野耕毅:「信義則論の現状」, 内山=黒木=石川還暦『現代民法学の基本問題上』, 第一法規出版, (1983), 9頁以下(c), 12頁以下(e)。
- [5] 神戸大学外国法研究会編:『独逸民法(I)(II)』, 有斐閣, (1955復刊版)をドイツ民法162条および254条の法思想については参考にした。
- [6] 曾野和明・山手正史:『国際売買法〔資料編〕』, 青林書院, (1993), 8-9頁(a)。
- [7] 曾野和明・山手正史:『国際売買法』, 青林書院, (1993), 74頁(b), 72-73頁(c), 73頁(d, e)。
- [8] 竹下守夫:「訴訟行為と信義則」, 『判例演習講座・民事訴訟法』, 世界思想社, (1973), 143頁以下。
- [9] 中野貞一郎:「民事訴訟における信義誠実の原則」, 『民商法雑誌』, 43巻6号, (1961), 83頁以下(a)。
- [10] 中野貞一郎:「民事訴訟における信義則」, 中野貞一郎ほか編『民事訴訟法講義(補訂版)』, 有斐閣, (1981), 30-32頁(b)。
- [11] 平田勇人:「信義則に基づく法的推論過程のメタルール抽出について——法律知識ベース構築のために」, 吉野一編著『法律エキスパートシステムの開発研究——法的知識構造の解明と法的推論の実現——』, (平成5年度科学研究費補助金重点領域研究(領域番号109)研究成果報告書), (1994), 190-197頁(a)。
- [12] 平田勇人:「信義則に基づく法的推論過程のメタルール抽出について——法律知識ベース構築のために」, 吉野一編著『法律エキスパートシステムの開発研究——法的知識構造の解明と法的推論の実現——』, (平成6年度科学研究費補助金重点領域研究(領域番号109)研究成果報告書), (1995), 137-144頁(b)。
- [13] 広中俊雄:「信義誠実の原則の適用範囲」『続学説展望(別冊ジュリスト)』, 4号, (1965), 56頁。
- [14] 松浦馨:「訴訟の承継と信義則」, 『続民事訴訟法判例百選(別冊ジュリスト)』, 36号, (1972), 148頁以下。
- [15] 山手正史:「国連売買条約の判決例・仲裁判断例」, 吉野一編著『法律エキスパートシステムの開発研究——法的知識構造の解明と法的推論の実現——』, (平成7年度科学研究費補助金重点領域研究(領域番号109)研究成果報告書), (1996), 197頁。
- [16] 山本卓:「民事訴訟における信義誠実の原則」, 『司法研究報告書』, 14集1号,

(1962), 90頁以下(a), 123頁以下(b)。 (b)頁01, (d)頁8, (a)頁以下8

[17] G. Baumgärtel: "Treu und Glauben, gute Sitten und Schikaneverbot im Erkenntnisverfahren", ZZZP69. Bd., (1956), S. 101ff. (a), S. 108ff. (b). 著, [11

[18] G. Struck: *Topische Jurisprudenz—Argument und Gemeinplatz in der juristischen Arbeit*, Athenäum Verlag, (1971), S. 20-34(a), S. 42(b). 著, [11

[19] H. HIRATA: "On the Extraction of Meta-rules of Legal Reasoning Process on the Basis of Fair and Equitable Principle— for the Construction of Legal Knowledge Base", 吉野一編著『法律エキスパートシステムの開発研究——法的知識構造の解明と法的推論の実現——』, (平成6年度科学研究費補助金重点領域研究(領域番号109)研究成果報告書), (1995), 145-149頁(c)。 著, [11

[20] J. W. Hedemann: *Die Flucht in die Generalklauseln. Eine Gefahr für Recht und Staat*, Tübingen, (1933). 著, [11

[21] W. Zeiss: *Die arglistige Prozesspartei*, Berlin, (1967), S. 16ff.. 著, [11

The Observance of Good Faith in International Trade

菅 田 岩

Hayato Hirata

Abstract

For the reason that Fair and Equitable Principle is polysemous, there is an anxiety of abuse. So the principle is typed by individual legal propositions (four doctrines) completely, namely, (1) Estoppel in Litigation, (2) Abuse of Rights in Litigation, (3) Prohibition of Malicious Production of Legal State in Litigation, and (4) Lapse in Litigation.

These doctrines have relation to the legal topoi. Professor Gerhard Struck thinks that we can avoid an opposition between the theory and practice by help of legal topoi. Legal topoi is able to give an appropriate indicator for legal reasoning. It increases the intellectual method that the judge can utilize to search rational and equitable resolution.

According to my research plan, in 1993, I carried out the extraction of meta-rules of legal reasoning process on the basis of Estoppel. And in 1994, I carried out the extraction of meta-rules of legal reasoning process on the basis of the rest of the individual legal propositions. Civil action about international trade increases rapidly recently. In 1996, I want to make clear how legal reasoning on the basis of Fair and Equitable Principle functions in reality in some concrete examples (7b, 7d).

A Research supported by Grant-in-Aid for
Scientific Research on Priority Areas(2)

吉川 淑人 著 吉川 淑人 著

平野 幸三 著 平野 幸三 著

高松大学 高松大学

高松大学 高松大学

高松大学紀要

第 27 号

平成 9 年 3 月 20 日 印刷

平成 9 年 3 月 20 日 発行

編集発行 高松大学
高松短期大学
〒761-01 高松市春日町960番地
TEL (0878) 41-3255
FAX (0878) 41-3064

印刷 株式会社 美巧社
高松市多賀町 1-8-10
TEL (0878) 33-5811